

【(公社) 兵庫県畜産協会用】

配合飼料価格高騰に対する一時支援金について

配合飼料価格の高騰を受け、現在、兵庫県内で、畜産物を販売する目的で畜産業を営む畜産農家等に、原則として令和5年2月1日時点の飼養頭羽数(家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期報告の飼養頭羽数)に対し、下記に示す畜種毎の1頭(羽)あたりの単価を乗じた額を支給します。

支給単価	畜種	乳用牛	肉用牛 (繁殖)	肉用牛 (肥育)	家きん	豚 いのしし	緬山羊
	円/頭 (羽)	1,700	400	1,300	15	200	100
支給要件	以下の条件を全て満たすこと ・兵庫県内に所在する農場であること ・申請の時点で、畜産物の出荷実績があるなど畜産業を営んでいること ・申請期間内に必要書類を添えて申請すること ・他の都道府県から同様の支援を受けないこと						
申請期間(期日)	令和6年1月31日(水)17時まで(必着)						
申請先	(公社)兵庫県畜産協会 経営支援部 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1番地 (封筒に「一時支援金申請書類在中」と記載の上、書留、レターパックなど追跡サービスが可能な方法で送付ください。) *兵庫県酪農農業協同組合及びハイクオリティミルク農業協同組合の組合員となっている酪農経営体は、それぞれの組合に申請してください。						
申請に必要な書類	①申請書(添付書類は全て申請者と同じ名義に限る) ②*畜産物を出荷していることがわかる書類 直近の出荷伝票等の写し(売上傳票、売上帳簿等) または、令和5年度の配合飼料価格安定制度の契約書の写し ③*金融機関の口座番号(申請者と同じ名義に限る)がわかるもの(通帳の写し等) ※②・③は、牛マルキンおよび子牛補給金制度の登録・契約生産者は提出不要です。 *申請書様式は以下のウェブサイト(兵庫県HP)からダウンロードできます。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk13/shiryokoutou_r0512.html						



【本事業に関する問い合わせ先】

兵庫県農林水産部畜産課 酪農養鶏班 電話番号 (078) 362-3453